

郡山市学校等医療的ケア児訪問看護支援事業

【事業概要】

経管栄養、インスリン注射、導尿などの医療的ケアを必要とする児童・生徒が、保育所・学校等で安心して過ごせるために、看護師が学校等を訪問し医療的ケアを実施し、保護者等の負担の軽減を図ります。

【対象者】

公立保育所及び市立小・中・義務教育学校に通うことができる医療的ケアが必要な市内在住の児童・生徒

【内容】

保育所・学校等において、訪問看護ステーション等から派遣される看護師が、児童・生徒に医療的ケアを実施します。

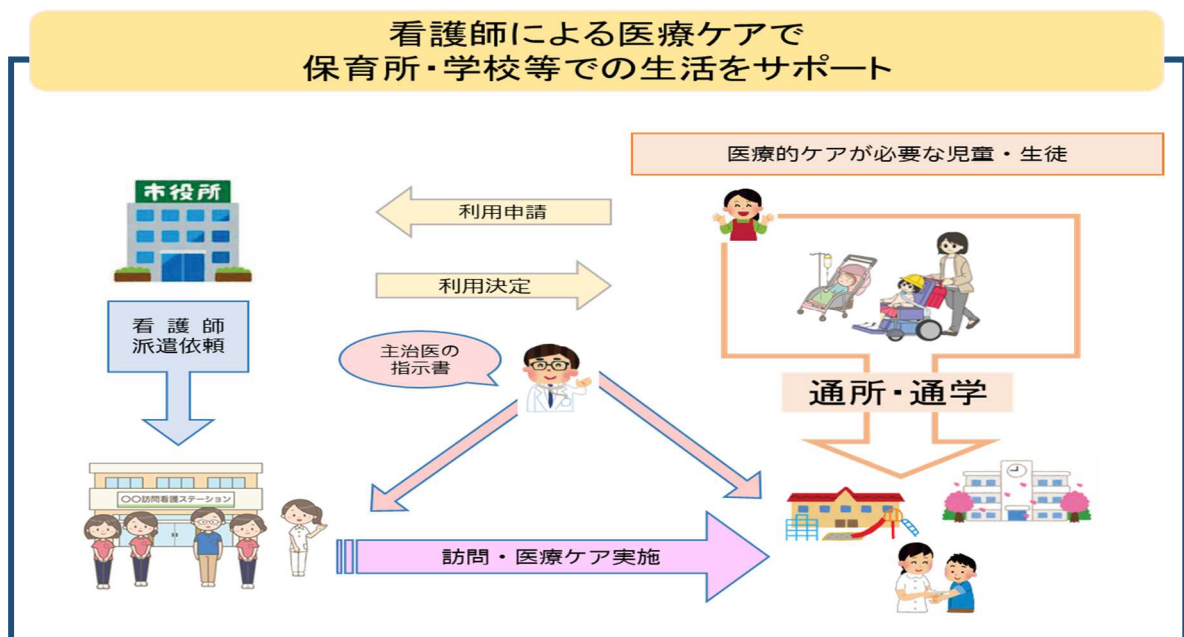
【利用日】

登所・登校日

【利用方法】 ※ 申請方法等、詳細は裏面を参照してください。

1. 保育所・学校等、訪問看護ステーションに、制度の利用について事前に承諾を得てください。
2. 郡山市役所の施設所管課に申請手続きを行います。
(公立保育所は保育課、市立小・中・義務教育学校は教育委員会総合教育支援センター)
3. 支給決定通知書が郵送されますので、学校、訪問看護ステーションに報告後、利用開始となります。

【フロー図】



【利用までの流れ】

ステップ1 利用に向けた準備

主治医や所属する保育所・学校等、または利用している訪問看護ステーションと本制度の利用について事前に相談のうえ、定時かつ短時間での医療ケアにより、保育所または学校等における生活が可能な場合に、下記の書類の作成を依頼する。

(1) 保育所又は学校等へ依頼

① 保育所・学校等における訪問看護実施受入書（様式第4号）

(2) 訪問看護ステーション等へ依頼

② 郡山市学校等医療的ケア児訪問看護支援事業実施承諾書（様式第3号）

(3) 主治医へ依頼

③ 訪問看護指示書（様式第2号）

ステップ2 利用申請

郡山市役所 保育課または総合教育支援センターへ利用の申請手続きを行う。

《 申請に必要な書類 》

① 保育所・学校等における訪問看護実施受入書（様式第4号）

② 郡山市学校等医療的ケア児訪問看護支援事業実施承諾書（様式第3号）

③ 訪問看護指示書（様式第2号）

④ 郡山市学校等医療的ケア児訪問看護支援事業利用申請書（様式第1号）

⑤ 児童状況書（様式第5号）

利用決定

郡山市から、利用決定通知書が送付される。

⑥ 郡山市学校等医療的ケア児訪問看護支援事業利用決定通知書（様式第6号）

ステップ3 利用開始

保育所又は学校等、及び訪問看護ステーション等に利用決定について報告し、実施依頼書を提出し、詳細について調整する。

⑦ 郡山市学校等医療的ケア児訪問看護支援事業実施依頼書（様式第7号）

学校等での医療的ケア支援開始

訪問看護ステーション等は、郡山市学校等医療的ケア児訪問看護支援事業利用報告書（第11号様式）を施設所管課（保育課又は教育委員会総合教育支援センター）に提出

※ 各種様式は、郡山市役所のホームページからダウンロードできます。

※ 住所や、心身の状況の変化等があった場合、または利用の中止・変更が生じた場合は速やかに変更届・利用中止(取消)届を提出してください。

《お問い合わせ》 郡山市	こども部	保育課	024-924-3541
	教育委員会	総合教育支援センター	024-924-2541
	保健福祉部	障がい福祉課	024-924-2381